



組合員のみなさまへ大切なお知らせです。

# 大事な届け出は**事実発生後**に!

未来日で申請をされた場合は受付することができませんので、  
事実発生後に、改めて新規での申請が必要になります。



Q：電子申請システムに事前に入力ができるのはなぜ？

A：申請の事前準備ができるように「一時保存」機能があります。  
そのため、事実発生日前に電子申請システムへの入力が可能となっております。  
ただし、「申請」ボタンの押下は事実発生後に行ってください!!

## 【申請時の注意点】

未来日での申請はできません。**事実の発生後**に申請をしてください。

<参考例>

(認定の場合)

× 電子申請日：R8. 4. 25 離職日(事実発生日)：R8. 5. 1

○ 電子申請日：R8. 5. 2 離職日(事実発生日)：R8. 5. 1

(取消の場合)

× 電子申請日：R8. 4. 25 就職日(事実発生日)：R8. 5. 1

## 事実発生日から30日以内に届出が必要です

扶養者の認定・取消は、事実発生日から30日以内に届け出るように法律で定められています。(国

### 事実発生

とは

結婚・離婚・死亡・出生・扶養替え・就職  
(正社員・パート)・離職(正社員・パート)・雇用形態変更・  
賃金改定 など ※パートはアルバイト等を含みます。

### 認定

30日を経過して届けた場合は、**届出日からの認定**になります。

### 取消

事実発生日から、30日を経過しても、**事実発生日まで遡って取消**されます。